

令和7年2月28日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年（ネ）第1001号 即位の礼・大嘗祭等違憲差止等請求控訴事件

（原審・東京地方裁判所平成30年（ワ）第38165号、平成31年（ワ）第8155号、令和3年（ワ）第17144号）

口頭弁論終結日 令和6年11月12日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、別紙控訴人目録記載の控訴人番号1ないし110の控訴人ら各自に対し、それぞれ1万円及びこれに対する平成31年1月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人は、別紙控訴人目録記載の控訴人番号23、111ないし131の控訴人ら各自に対し、それぞれ1万円及びこれに対する令和元年5月17日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被控訴人は、別紙控訴人目録記載の控訴人番号1、6、8、11の控訴人ら各自に対し、それぞれ50万円及びこれに対する令和3年7月10日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要（以下、略称については原判決の例による。）

- 1 本件は、(1)日本国民である控訴人らが、被控訴人に対し、被控訴人が、令和元年5月から令和2年2月にかけて、即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等を挙行し、これに国費を支出したことは、政教分離原則（憲法20条1項後段、3項、

89条)に違反し、控訴人らの思想及び良心の自由(憲法19条)、信教の自由(憲法20条1項、2項)、主権者としての地位(憲法前文、1条)並びに納税者基本権(憲法30条)を侵害する違憲違法なものであると主張して、国賠法1条1項に基づき、損害賠償金(各自1万円)及びこれに対する訴状送達
5 日の翌日(平成31年1月18日又は令和元年5月17日)から支払済みまで民法(平成29年法律第44号による改正前のもの)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め、(2)控訴人番号1、6、8、11の控訴人らが、被控訴人に対し、①被控訴人が、令和元年11月に、立皇嗣の礼関係行事等を
10 挙行し、これに国費を支出したことは、政教分離原則(憲法20条1項後段、3項、89条)に違反し、上記控訴人らの思想及び良心の自由(憲法19条)、信教の自由(憲法20条1項、2項)並びに主権者としての地位(憲法前文、1条)を侵害する違憲違法なものであると主張して、国賠法1条1項に基づき、損害賠償金(各自25万円)及びこれに対する訴状送達の日
15 の翌日(令和3年7月10日)から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、②中央省庁が、令和元年11月に開催された本件国民祭典を後援するなどしたことは、政教分離原則に違反し、上記控訴人らの思想及び良心の自由を侵害する違憲違法なものであると主張して、国賠法1条1項に基づき、損害賠償金(各自25万円)及びこれに対する訴状送達の日
20 の翌日(令和3年7月10日)から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、控訴人らが控訴した。

- 2 前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」の1から3まで(原判決3頁2行目から18頁20行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

25 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、

後記2において補足するほかは、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」（原判決18頁21行目から27頁9行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴人らは、政教分離規定に反する国の行為は、それが信教の自由を直接に侵害するに至らないものであっても、個人の権利利益に対する侵害として私人に対する関係で違法となる場合があり、国家の権限、威信及び財政上の支持が特定の宗教の背後に存在すれば、特定の宗教の信仰や宗教上の活動の禁止、一般市民への参加の強制等がなくても、公的承認を受けた宗教に服従するよう間接的に強制する圧力を生ずるし、また、国民こぞって天皇の即位を祝うことが法律に明示されたり、種々の行政の活動の中で表明されたりすれば、それによって同調圧力を受け、天皇国家体制に異を唱える控訴人らに心の葛藤を生じざるを得ないから、本件諸儀式等により、控訴人らの信教の自由、思想・良心の自由の侵害が生じたことは明らかであると主張する。

しかし、憲法20条3項の政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、私人に対して信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国及びその機関が行うことのできない行為の範囲を定めて国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由を確保しようとするものであるから、この規定に違反する国又はその機関の宗教的活動も、それが同条1項前段に違反して私人の信教の自由を制限し、あるいは同条2項に違反して私人に対し宗教上の行為等への参加を強制するなど、憲法が保障している信教の自由を直接侵害するに至らない限り、私人に対する関係で当然には違法と評価されるものではない（最高裁昭和57年（オ）第902号同63年6月1日大法廷判決・民集31巻5号277頁等参照）。そして、被控訴人が本件諸儀式等を挙行してこれに国費を支出し、本件国民式典の後援等をしたことは、控訴人らに対し、特定の宗教の信仰や宗教活動の禁止又は強制をするものではなく、また、本件諸儀式等や本件国民式典への参加を強制するものでもないことは、

前記引用に係る原判決説示のとおりである。

被控訴人において本件諸儀式等を挙げてこれに国費を支出し、本件国民式典の後援等を行うことが、控訴人らの宗教的感情や思想とは相容れないものであり、また、それによって社会の中でこれに同調する意識が醸成されることに
5 対して控訴人らが内心に葛藤を生ずることがあったとしても、そのこと自体は控訴人らの内心に対する不当な圧迫ないし干渉というにはあまりに間接的なものであり、そのことをとらえて控訴人らに損害賠償の対象となり得るような法的利益の侵害があったとはいえない。

3 以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第2民事部

裁判長裁判官

谷 口 園 恵

裁判官

柴 田 義 明

裁判官

山 口 和 宏